最終更新日：2016年3月25日
株式会社ワコム
代表取締役社長 兼 CEO 山田　正彦
問合せ先：TEL 03-5337-6502
証券コード：6727
http://www.wacom.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、グローバルに事業を行う上場企業として法令を遵守し誠実に社会的責任を果たすこと、経営の透明性と開示内容の信頼性を高めることが、株主や顧客をはじめとするステークホルダーの利益を守り、かつ長期的・継続的な企業価値の向上を図るための基礎であると考えています。そのため、企業活動の基本方針として定めた「ビジョン、ミッション、大切にする価値観」の実現を支えるコンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスを継続的に強化できる有効な内部統制システムの構築と運営は、全グループ共通の経営上の最も重要な責務であると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

（補充原則1－2－2　株主総会における権利行使）
株主総会の招集通知を法定の期限よりも一週間早期に発送することに加え、TDnetやウェブサイト上にも電子的に公表し、株主の検討に資するように努めています。なお、招集通知情報のTDnetや自社のウェブサイトへの掲載は、株主の権利に配慮し、株主への発送後に行ってまいりましたが、早く招集通知の内容を知りたいという株主の要望がそれ以上に高まっていることから、今後は発送前の掲載を実施してまいります。

（補充原則4－11－3　取締役会・監査役の実効性確保のための前提条件）
取締役会への取締役の出席率はほぼ100%であり、各人が積極的に発言・議論しています。また、取締役が十分に議案関連資料を事前検討し、取締役会を実効性のあるものにするよう努めています。しかしながら、取締役会の実効性についての分析・評価は現時点では十分とは言えず、今後評価基準の検討を含め、より実効性の高い取締役会実現に向けての取組みを充実してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

（原則1－4．いわゆる政策保有株式）
当社は、政策保有株式の取得については、将来の当社事業に有用な機会をもたらすか否かを中心に検討を実施し、事業戦略上のポジティブなシナジー効果及び保有の経済的合理性が見込まれる場合は、政策保有株式を保有することがあります。なお、短期的な配当やキャピタルゲイン収入のみを目的とした株式保有は行いません。また、政策保有株式に係る議決権行使については、当社経営方針に適合していることを判断基準とし、その保有継続については、取締役会において定期的なモニタリングを実施しています。

（原則1－7．関連当事者間の取引）
役員等の関連当事者との取引については、会社法その他の法令にしたがって、取締役会で慎重に審議して承認するかどうかを決議しています。承認した取引については、当事者から取締役会でその取引内容を報告させることで、十分な監視を行える体制を確立しています。当該決議に当たっては、取締役は善管注意義務と忠実義務に則り、株主共同の利益に反しないよう慎重に判断しています。

（原則3－1．情報開示の充実）
(i)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
「会社の目指すところ」については、当社、第32期（2015年3月期）有価証券報告書＞第一部企業情報＞第2　事業の状況＞3【対処すべき課題】＞(1)「会社の経営の基本方針」をご覧ください。
経営戦略と経営計画については、「中期経営計画策定に関するお知らせ」及び「中期経営計画説明資料」をご覧ください。
これらの資料は、当社ホームページに掲載されています。
http://investors.wacom.com/ja-jp/disclosed-information-and-reports.html

(ii)本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社は、グローバルに事業を行う上場企業として法令を遵守し誠実に社会的責任を果たすこと、経営の透明性と開示内容の信頼性を高めることが、株主や顧客をはじめとするステークホルダーの利益を守り、かつ長期的・継続的な企業価値の向上を図るための基礎であると考えています。そのため、企業活動の基本方針として定めた「ビジョン、ミッション、大切にする価値観」の実現を支えるコンプライアンスの徹底とコーポレートガバナンスを継続的に強化できる有効な内部統制システムの構築と運営は、全グループ共通の経営上の最も重要な責務であると考えています。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の経営陣幹部と見なすエグゼクティブ・バイスプレジデント（以下EVPと表記）や取締役の報酬は、事業成長と企業価値向上への貢献に対する対価と考えており、当社の事業状況と類似業界における報酬動向等を反映して決定されるべきと考えています。具体的には固定報酬である「基本報酬」と業績目標の達成度によって変動する「業績連動報酬」及び「ストック・オプション」により構成されています。基本報酬は月次に支給され、その金額は年に一度、業績及び経営管理への貢献度を反映して改定されます。また、業績連動報酬は、「賞与」として年一度、社内ガイドラインに従い、連結業績の年度目標の達成度に連動して計算され、取締役会の承認を得て支給されています。「ストック・オプション」は、持続的な企業価値の向上を目指して、長期インセンティブを与える報酬として付与しています。
監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と業績目標の達成度によって変動する「業績連動報酬」により構成されます。株価に連動する「ストック・オプション」については、監査等委員である取締役には付与していません。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
EVPの選任や取締役・監査等委員である取締役候補の指名に関しては、社外コンサルタントの助言や取締役からの推薦を得て、取締役会において審議が行われたのち、決定されています。なお審議の際には、当社の事業ビジョンや経営戦略に対する理解と共感、リーダーシップと資質、事業推進能力と専門性、上場企業やグローバル企業における職務経験等を総合的に考慮しています。

(v)取締役が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査等委員である取締役候補の指名を行う際には、個々の指名に関する説明を株主総会の招集通知において行っています。EVPについては、選任後、当社ホームページにおいて掲載しています。

「招集通知」のリンク先
http://investors.wacom.com/media/files/investor-relations/shareholder-meeting-information/32nd-annual-meeting/kabu_soukai20150626.pdf
「グローバル組織機構改革およびマネジメントチームの人事に関するお知らせ」のリンク先
http://investors.wacom.com/media/files/investor-relations/2015/150330-global-organization-reform-and-new-management-team-jp.pdf?vs=1&d=20150330

（補充原則４－１－１　取締役会の役割・責務（１））
取締役会は、会社法等の定めに従い決議を行う一方、取締役会規則、内部統制基本方針などにより、CEO（最高経営責任者）やEVPに業務執行権限を委ね、効率的な経営を行っています。権限の範囲については、デリゲーションオブオーソリティー（職務権限規程）により明確にして、業務執行の統制を図っています。また、デリゲーションオブオーソリティーは定期的な見直しを行っています。（内部統制システムについては、本コーポレートガバナンス報告書の【参考資料：内部統制システムとリスク管理体制の模式図】をご参考ください。）

（原則４－８．独立社外取締役の有効な活用）
会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう、証券取引所が定める独立役員の要件を満たすもの４名を独立社外取締役として選任しています。選任している4名は、政府機関や上場企業での経験や、弁護士や公認会計士としての専門的な知見と経験を有する者で構成されています。選任理由については、本コーポレートガバナンス報告書の「II経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況」に、具体的に記載されています。４名の独立社外取締役は、本制度の趣旨に照らして十分な資質を備えており、当社の中長期的な企業価値の向上に寄与できるものと考えています。

（原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
取締役会は、会社法第２条第１５号に定める社外取締役の要件を満たし、同法第３３１条第１項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない候補者から、次のような資質を備えている人材を独立社外取締役として選定するよう努めます。

１．誠実な人柄、高い見識と能力を有し、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者
２．当社の事業環境と事業戦略をグローバルな観点から理解し、中長期的な企業価値の向上を図るべく、建設的な助言ができる者
３．少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を反映し、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督し、一般株主の利益を保護できる者

（補充原則４－１１－１　取締役会・監査役の実効性確保のための前提条件）
取締役の選任については、国籍や性別を問わず、また社内外の別を問わず、「当社の事業ビジョン、経営方針と価値観を理解推進し、長期的観点から企業価値の増大に貢献できること」を基準に、もっともふさわしい候補者を選任することを方針としています。手続面では、この方針に則り取締役会で取締役の候補者として選任し、株主総会に諮っています。取締役会の規模については、定款に定める定員の範囲内で十分と捉えており、その時々の事業環境等を勘案して、適切な員数で構成することとしています。

（補充原則４－１１－２　取締役会・監査役の実効性確保のための前提条件）
社外取締役である監査等委員である取締役のうち1名を常勤と定め、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力をその業務に振り向ける体制をとっています。また、取締役が他の上場会社の役員を兼任するような場合、兼任する数は当社の取締役会への出席に支障のない範囲にとどめるべきと考えており、その兼任状況や取締役会への出席回数は毎年株主総会招集通知の事業報告において開示しています。
「招集通知」のリンク先
http://investors.wacom.com/media/files/investor-relations/shareholder-meeting-information/32nd-annual-meeting/kabu_soukai20150626.pdf

（補充原則４－１１－３　取締役会・監査役の実効性確保のための前提条件）
取締役会への取締役の出席率はほぼ100%であり、各人が積極的に発言・議論しています。また、取締役が十分に議案関係資料を事前検討し、実効性のあるものにするよう努めています。しかしながら、取締役会の実効性についての分析・評価は現時点では十分とは言えず、今後評価基準の検討を含め、より実効性の高い取締役会実現に向けての取組みを充実してまいります。

（補充原則４－１４－２　取締役・監査役トレーニング）
取締役会は有益な研修や講習会があれば参加するように申し合わせています。また、取締役・監査等委員である取締役が共通で知っておくべき内容については、適宜トレーニングや関連資料の配布等を行っています。さらに、取締役会において、他社情報や経営手法についての情報交換をしています。今後、より実効性を高めるために、トレーニングの年度計画を立てることにしています。

（原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針）
「投資家との建設的な対話に関する方針」は、当社のホームページに掲載しています。
以下リンク先
http://investors.wacom.com/ja-jp/

２．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
サムスン アジア ピーティーイー リミテッド	8,398,400	4.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,347,800	4.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	5,222,900	3.08
ビーエヌワイエムエル ノン トリーテイー アカウント	5,027,900	2.97
株式会社ウィルナウ	4,840,000	2.86
惠藤　洋治	4,425,000	2.61
株式会社惠藤洋治事務所	3,904,900	2.30
山田　正彦	3,768,000	2.22
ザ バンク オブ ニューヨーク 133524	3,713,600	2.19
シービーニューヨーク オービス エスアイシーアーヴィー	2,957,458	1.74

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1. 上記の大株主の状況は、平成27年９月30日時点です。
2. 株式会社恵藤洋治事務所は、恵藤洋治氏が代表取締役を務めております。
3. インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者から、平成27年１月21日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成27年１月15日現在で保有株券等の数 16,892,400株、株券等保有割合 9.99%の報告を受けておりますが、当社として平成27年９月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤島　安之	他の会社の出身者											
水野　晴夫	他の会社の出身者											
蛯谷　毅	公認会計士											
嘉村　孝	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤島　安之		○	――	現任の互助会保証株式会社代表取締役社長をはじめ、これまでも双日株式会社の副社長を務めるなど、大局的な事業判断ができる豊富な経験や実行能力、実業界における高い見識や通商産業省勤務時代から培った産業政策への深い理解や業界知識に基づき、社外取締役として独立した立場からの当社経営に対する積極的な意見・提言、監督を期待しております。 また、同氏は、東京証券取引所が定める上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任するものです。
				企業法務に携わった経験と見識（東証一部上場企業において35年以上にわたる法務関係の

水野　晴夫	○	○	――	業務経験及び企業のガバナンス、内部統制、コンプライアンスなどについての幅広い見識）に基づき、社外取締役として独立した立場からの当社経営に対する積極的な意見・提言、監督を期待しております。 また、同氏は、東京証券取引所が定める上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任するものです。
蛯谷　毅	○	○	――	公認会計士としての専門的な知識と経験に基づき、社外取締役として独立した立場からの当社経営に対する積極的な意見・提言、監督を期待しております。 また、同氏は、東京証券取引所が定める上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任するものです。
嘉村　孝	○	○	――	弁護士としての専門的な知識と経験に基づき、社外取締役として独立した立場からの当社経営に対する積極的な意見・提言、監督を期待しております。 また、同氏は、東京証券取引所が定める上場管理等に関するガイドラインで規定されている事由に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として選任するものです。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等の実務上の補助はインターナル オーディットが行い、その他の補助はコーポレート アドミニストレーションが行うため、特定の使用人は選任しておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、会計監査人、インターナル オーディット及びコーポレート アドミニストレーションと情報交換を行うなど連携し、被監査部門とのインタビューや意見交換会を行い、代表取締役への監査報告会にも出席する。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

施策の実施状況	

該当項目に関する補足説明

ビジネスユニット（事業部）を担当する取締役に対しては、年度売上及び利益目標の達成度と連動した業績連動型賞与制度を導入しております。それ以外の取締役に対しては、年度の全社事業業績及び本人の貢献度を勘案し、賞与を決定しております。ストックオプション制度は、当社事業成長への長期的貢献を期待し、導入しております。

今まで取締役（付与当時）に対して付与したストックオプションの対象となる株式数は568,000株で、平成27年５月末時点の発行済株式数169,046,400株から自己株式2,378,000株を除いた株式数166,668,400株の0.34％に該当いたします。
なお、平成25年４月30日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年６月１日付で株式１株につき400株の株式分割を行いました。これによりストックオプションの対象となる株式の数が分割後に調整されております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、当社への経営参画意識を高め、引いては企業価値・株主共同の利益を向上させるために新株予約権を無償で発行しております。平成27年５月末時点のストックオプションの未行使残高となる株式数は1,564,400株で、平成27年５月末時点の発行済株式数169,046,400株から自己株式2,378,000株を除いた株式数166,668,400株の0.939％に該当いたします。

また、第32回定時株主総会（平成27年６月26日に開催）において、ストックオプションとして新株予約権を発行する件についての付与対象者を、当社及び当社関係会社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び従業員とすることで付議し、承認されております。
なお、平成25年４月30日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年６月１日付で株式１株につき400株の株式分割を行いました。これによりストックオプションの対象となる株式の数が分割後に調整されております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年３月期における有価証券報告書と事業報告において、取締役及び監査役への報酬総額を分けて記載しております。
取締役（社外取締役を除く４人）及び社外取締役１人、社外監査役３人への報酬総額は、それぞれ131,209千円（内訳：基本報酬 131,209千円）、11,773千円（内訳：基本報酬 11,773千円）及び30,016千円（内訳：基本報酬 30,016千円）となっております。

なお、取締役、監査役に対する「退職慰労金」制度は、平成22年４月30日開催の取締役会にて廃止を決定し、同６月24日開催の第27回定時株主総会において制度廃止に伴う打切り支給の決議をいただき廃止しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員を除く。）の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と業績目標の達成度によって変動する「業績連動型報酬」及び「ストックオプション」により構成されております。基本報酬は月次に支給され、その金額は年に一度、業績及び経営管理への貢献度を反映して改定されます。
また、取締役の業績連動型報酬としては、連結業績の年度目標の達成度に連動する「賞与」が年一回支給されます。「ストックオプション」制度は、過去の功労賞的「退職慰労金」制度に代えて、会社の業績を反映し株主の皆様との利益意識を共有する長期インセンティブ報酬として導入しております。
監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と業績目標の達成度によって変動する「業績連動型報酬」により構成されます。業績連動型報酬は連結業績の年度業績目標の達成度に連動します。その支給は基本報酬に関しては月次に、業績連動型報酬に関しては「賞与」として年一回支給されます。また、基本報酬の金額は年に一度見直し、改定を行っております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対するサポート体制として、情報伝達体制を円滑にするため、当社よりPCを貸与の上、当社ネットワークにアクセスできる体制を整え、取締役会、エグゼクティブ コミッティでの議案や審議内容などを事前確認できるようにしております。また、必要に応じて事前に説明を行うことにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、監査等委員会設置会社（平成27年６月より）として、原則として月１回開催される取締役会により経営全般における迅速かつ適正な意思決定を行っております。
当社の取締役は、監査等委員３名を含む取締役７名により経営方針の決定とその実施に関する計画の立案と進捗について検討し、経営の管理・監督を行います。また、代表取締役であるグループCEO及びエグゼクティブ・バイスプレジデント（以下、EVP）を置き、業務執行の迅速化による事業環境の変化に対する対応力強化を図っております。原則として月１回、グループCEOとEVPが出席して開催されるエグゼクティブ コミッティにおいて、事業計画の進捗と業務執行に関する個別課題を実務的な観点から検討し、必要な対応を行っております。
各監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席することにより取締役の業務執行の監査を行います。また、監査等委員会は、監査計画や監査方針に関して年度計画を策定し、グループCEOと協議します。

透明性の高い公正な経営を実現するため、監査等委員でない取締役の任期は1年に定め、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確にしております。
なお、当社は国籍や男女の性差等の区別なく役員への選考と登用を行う方針ですが、現在の取締役およびEVPは男性で構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成27年6月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。監査等委員は、これまでの監査役同様監査の権限を有するとともに、取締役会において取締役として決議に参加することになります。当社は、取締役会の監督機能の強化と意思決定の迅速化が図れるものと判断し、移行を決定しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会の日時、場所、報告事項及び決議事項が早期にわかり、議決権行使にあたっての判断を余裕をもっておこなえるよう、基本的に総会開催日の3週間以上前に招集通知の発送をおこなっています。平成27年6月26日（金）に開催した第32回定時株主総会については、同年6月5日（金）に株主総会招集通知の発送をおこないました。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会に参加できるように利便性等を配慮して株主総会を開催するように努め、設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主の意思を経営に反映できるよう、インターネット等による議決権行使の採用により行使を容易にすることで、行使比率の向上を図っております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成21年3月期の第26回定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加しており、管理信託銀行等の名義株主（常任代理人を含む）の利用が可能となっております。
その他	平成22年3月期の第27回定時株主総会より、会場をあいおい損保新宿ビル（東京都渋谷区代々木）から、大手町サンケイプラザ ホール（東京都千代田区大手町）、平成24年3月期の第29回定時株主総会より、ベルサール新宿グランド（東京都新宿区西新宿）に変更することで、より多くの株主がご参加できるように環境を整えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ 内の株主及び投資家向けサイト「IR情報」および「Investor Relations」において、それぞれ和英文ともに公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会を最近1年間では計8回行いました。主な内容としては、平成27年3月に東京証券取引所主催「東証IRフェスタ」へ参加し、個人投資家向け説明会やミニプレゼン、さらにブース内プレゼンも2日にわたり実施しました。また証券会社の主催で、平成26年5月（京都）、7月（名古屋）、8月（札幌）、9月（東京）、12月（福岡）、平成27年2月（埼玉）に参加しました。さらにIR支援会社の主催では、平成26年12月（大阪）（東京）に参加しました。加えて、平成26年8月（東京）には自社主催で決算説明会を開催し、その他にも、個人投資家としての当社社員向けに平成26年11月、平成27年5月に決算説明会を実施しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに通期決算説明会と第2四半期決算説明会を定期的に行なっています。最近1年間では、平成26年10月、平成27年4月の両日とも決算開示日の当日に実施し、加えて、第1四半期決算説明会も平成26年8月に開催しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	東京で開催される海外機関投資家向けのカンファレンスを活用しています。最近1年間では、平成26年9月開催のみずほインベストメントカンファレンス、メリルリンチジャパンカンファレンス、平成27年2月開催のCLSAジャパンフォーラム、3月開催の大和インベストカンファレンスにも参加しています。 また、海外で開催されるカンファレンスも利用し、最近1年間では、平成26年11月に東京証券取引所主催のJPX Buy Japan Seminar（台湾）、大和インベストカンファレンス（香港）、平成27年6月に大和インベストカンファレンス（ロンドン）にも参加しました。	なし
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料（和英文）、決算資料（和英文）、ビジネスレポート、英文アニュアルレポート、ファイナンシャルデータ（和英文）、財務指標（和英文）などを掲載する他、アナリスト・機関投資家向け決算説明会などの動画配信および質疑応答（要旨）も説明会当日には当社IR情報サイトより公開しております。さらに、IRメールマガジン（和英文）の配信サービス（月刊・臨時）を平成25年7月から（英文は8月から）開始しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員は代表取締役社長、CFO。IR担当部署はインベスター・リレーションズ。IR事務連絡責任者は、インベスター・リレーションズのバイスプレジデントが担当しています。	

その他	海外IR活動の一環として、代表取締役社長及びCFO他のエグゼクティブ・バイスプレジデント、インベスター・リレーションズが現地を訪問して海外機関投資家との個別ミーティングを持つようにしております。最近１年間では、平成26年８月にオーストラリア・シンガポール、９月に欧州（フランス、スイス、英国）、11月北米にも積極的に個別訪問をいたしました。 その他、当社IR活動に対して、東京証券取引所より平成18年度「第１回ディスクロージャー新人賞」、平成22年度「第16回 ディスクロージャー表彰」を受賞し、日本IR協議会より平成24年度「IR優良企業奨励賞」を受賞しております。

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001（環境マネジメントシステム）認証を取得しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、下記に掲げる内部統制基本方針に基づき、内部統制システムを整備しております。

内部統制基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（会社法第362条第４項第６号、会社法施行規則第100条第１項第４号）
(1)企業活動の基本方針として、「ビジョン・ミッション・大切にする価値観」を定め、法令と社会倫理の遵守及び社会への貢献を企業活動の前提とし、企業文化の基礎とすることを徹底する。また、代表取締役社長であるグループCEOを中心として当社グループ全体の活動をもってその定着と推進に取り組む。

(2)当社機関として、取締役会と監査等委員会を設置する。取締役会は取締役会規則により運営され、法令・定款に適合した内部統制の構築と推進、経営方針及び事業計画の策定と実施に責任を持つ。監査等委員会は監査等委員会規則に基づき運営され、取締役の意思決定及び業務執行を監視する。

(3)取締役会は、取締役及び使用人が法令等を遵守し、健全な社会規範の下に職務を遂行することを徹底し、特に、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨む。

(4)取締役会は業務執行の最高責任者として代表取締役社長を選任し、代表取締役社長はグループ会社全体の業務執行を統括するグループCEOを兼務する。グループCEOは取締役会の方針のもと、グループ会社の経営戦略の立案と経営計画の立案・実施、内部統制の推進・強化に責任を持つ。

(5)グループ経営及び業務執行の責任の明確化及び効率化を図るためにエグゼクティブ・バイスプレジデント（以下、EVP）を置く。各EVPはグループCEOを補佐して経営戦略の立案と実施に貢献する。また、「ビジョン・ミッション・大切にする価値観」を推進し、担当部門においての業務執行に責任を持つとともに、内部統制の推進及び強化に対し責任を持つ。

(6)グループCEOの直轄部署として、インターナル オーディットを設置し、法令・定款・規則・規程等の遵守並びに業務執行を監査する。また、内部統制上の課題を把握し、該当部門への業務改善勧告・指導を行うと共に、グループCEOに対し報告を行う。

(7)関係会社の内部統制の推進と強化は、取締役会で任命する各関係会社の責任者がこれを行う。

(8) グループCEOの諮問機関であるエグゼクティブ コミッティを原則として月1回開催し、事業計画の進捗と業務執行に関する課題を検討し、必要な対応を行う。エグゼクティブ コミッティは、当社グループのビジョン、ミッション、価値観及びブランドの維持、促進を図るとともに、当社グループの中長期的な成長と年度目標達成のための戦略を策定する。

(9)グループCEOを委員長とするポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティを設置し、ポリシー等の規程類の整備、業務プロセスの整備、情報セキュリティ、J-SOX、その他の内部統制に関する重要な課題の把握・審議を行い、その結果に応じ対応策の実施、又は必要な通知、指導を取締役及び使用人に対して行う。

(10)グループ会社それぞれに、取締役及び使用人がコンプライアンス上の問題等を発見した場合に報告・通報を行うことができる窓口として、社外第三者機関によるリスクホットラインを設置し、内部統制の維持と自浄プロセスの向上を図るものとする。通報は匿名を可能とし、通報者がそのことによる不利益を受けないことを確保する。

(11)グループCEOを委員長とするヒューマン リソース コミッティを設置し、使用人の法令・定款・規則・規程等の違反行為について調査を行い、就業規則及び賞罰規程に基づき適切な処分を行い、その再発防止を図る。

(12)取締役の法令違反等については、グループCEOが取締役会及び監査等委員会に速やかに報告し、取締役会の指示決定に従うものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（会社法施行規則第100条第１項第１号）
(1)文書管理規程を定め、次の各項に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連文書と共に保存するものとする。
1. 株主総会議事録
2. 取締役会議事録
3. エグゼクティブ コミッティ議事録
4. ポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティ議事録
5. コンプライアンス アンド リスク コミッティ議事録
6. ヒューマン リソース コミッティ議事録
7. 内部監査報告書
8. その他、法令・文書管理規程に定める文書

(2)上記文書の保管期間と保管部署に関しては、法令に別段の定めのない限り、文書管理規程で各文書の種類ごとに定めるところによるものとする。

(3)上記文書の保管場所及び保管方法は文書管理規程に定めるところによるものとし、取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第１項第２号）
(1)ディリゲーション オブ オーソリティー（DOA）、その他の規程により業務決裁に関するプロセス・権限の明確化を行い、相互牽制によるリスク削減に努める。

(2)インターナル オーディットは、内部監査規程に定めるところにより当社グループの業務活動が法令・定款・規則・規程等に準拠し、実行されているかについて監査を行う。また、内部統制上の課題を把握し、該当部門への業務改善勧告・指導を行うとともに、グループCEOに対し報告を行う。

⑶ ポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティは、定期的にポリシー等の規程類の整備、業務プロセスの整備、情報セキュリティ、J-SOX、その他の内部統制に関する問題の把握・検討を行い、その結果に応じ対応・改善策を立案し実施する。また、取締役及び使用人に対し必要な通知又は指導を行う。

⑷コンプライアンス アンド リスク コミッティは、グローバルなリスク分析、災害への対応計画の策定、緊急連絡網の整備やその他のリスク管理に関わる対応を行う。また、関係会社にリスクホットラインを設置し、内部統制の維持と自浄プロセスの向上を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第３号）
⑴当社グループは、取締役の業務執行権限をEVPに委譲する。これにより、取締役は経営の迅速化・監督機能の強化等経営機能に専念し事業の構造改革を迅速かつ効率的に進める。

⑵取締役会は原則として月１回開催し、経営方針の決定とその実施に関する計画の立案と進捗に関しての検討を行う。また、中期経営計画を決定し、毎期の事業部門ごとの事業計画と予算を承認し、月次及び四半期ごとに業績及び進捗を管理する。

⑶グループCEOの諮問機関であるエグゼクティブ コミッティを原則として月1回開催し、事業計画の進捗と業務執行に関する課題を実務的な観点から検討し、必要な対応を行う。エグゼクティブ コミッティは、当社グループのビジョン、ミッション、価値観及びブランドの維持、促進を図るとともに、当社グループの中長期的な成長と年度目標達成のための戦略を策定し、その実現を主導する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第５号、金融商品取引法第24条の４の４）
⑴ グループCEO、EVP及び各関係会社の責任者は「ビジョン・ミッション・大切にする価値観」を全社に推進し、法令と社会倫理の遵守及び社会への貢献を企業経営の前提として徹底する。

⑵各関係会社の責任者は、内部統制の確立と運用を図り、業務及び業務決裁の適正を確保する。

⑶ グループCEO及びEVPは、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。

⑷ グループCEOは、当社グループの財務報告の適正性を確保するために、同報告に係る内部統制システムの構築を行い、その整備・運用を評価する。

⑸監査等委員は、法令及び定款に基づき関係会社の監査を適宜実施し、その結果に応じて内部統制の改善策の勧告・指導、実施の支援・助言を行う。

⑹インターナル オーディットは、グループCEOの指示により、関係会社の内部監査を適宜実施し、その結果に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
（会社法施行規則第110条の4 第1項 第1号）
インターナル オーディットは、監査等委員会との連携により監査等委員の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会並びにグループCEOへ報告する。

7. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
（会社法施行規則第110条の4　第1項 第2号）
監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その業務を取締役、インターナル オーディット責任者等の指揮命令に優先するものとする。また、グループCEO及びEVPは監査業務の円滑な実施のために必要な業務上の調整と支援を行わなければならない。

8. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
（会社法施行規則第110条の4　第1項 第4号）
取締役又は使用人は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある事項、内部監査やポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティで検討された内部統制上の重要な指摘や課題事項などを速やかに報告するものとする。

9. 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
（会社法施行規則110条の4　第1項 第6号）
監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかにこれに応じるものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第110条の4　第1項 第7号）
監査等委員会は、監査計画や監査方針に関して年度計画を策定しグループCEOと協議する。また、インターナル オーディットと重点監査内容の調整などを行い、監査効率の向上を図る。さらに、監査等委員会はグループCEO及び監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
コンプライアンス リスク コミッティを定期に開催し、現状や問題点の把握と解決に向けた取組みを実施している。

2. 外部専門機関との連携状況
リスク管理を専門とするコンサルティング会社や顧問等弁護士と契約を結んでおり、警察等とも定期ミーティングを開催している。

3. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
前項に掲げた機関や、株主名簿管理人（信託銀行）等と情報交換を行っている。また、関連セミナーへの参加等により随時情報を収集している。収集した情報の内、重要なものについてはコンプライアンス リスク コミッティ等で共有している。

4. 対応マニュアルの整備状況
コンプライアンスガイドを社内設置し、反社会的勢力、団体との関係を持つ行為を禁じている。

5. 研修活動の実施状況
中途入社を含む入社の際には必ずコーポレート アドミニストレーションのリスク マネージメントによるコンプライアンス教育を実施している。また、社内に内在するコンプライアンス問題を全社員に注意喚起している。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

平成19年6月21日に開催された第24回定時株主総会におきまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために、定款変更を行った上で、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を、株主の皆様のご承認を得て導入いたしました。
そして、その有効期間満了に伴い、平成22年6月24日に開催された第27回定時株主総会におきましては、株主意思確認総会の開催に関わる項目を付け加えるなど本プランの内容を一部改訂のうえ、株主の皆様のご承認を得て更新しており、また、その有効期間満了に伴い、平成25年6月27日に開催された第30回定時株主総会におきましては、独立委員会が当社取締役会に対する情報提供を要求する場合の回答期限および独立委員会検討期間につき上限を明確化するなど、本プランの内容を一部改訂のうえ、株主の皆様のご承認を得て更新いたしました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

（適時開示方針）
当社は適時開示については、東京証券取引所の定める適時開示規則（以下「東証適時開示規則」と言う）、金融商品取引法その他関連諸法令を遵守し、適時開示が必要となる情報の収集、判断、適時かつ公平な開示に努めることを適時開示方針としております。
（情報の収集）
適時開示情報を網羅的に収集するため、当社の適時開示規程に定める適時開示情報管理者（各部門の長）が、同規程細則に定める重要情報をCFOに速やかに報告します。
（情報の判断と報告）
CFOは、適時開示情報管理者から報告された重要情報が東証適時開示規則に該当するかどうか照合・判断し、該当する場合は、正確、明瞭かつ投資判断資料として十分な情報が記載された開示資料を作成します。
CFOは、上記重要情報が東証適時開示規則に定める決定事実や決算情報に該当する場合、作成した開示資料を添えて取締役会に審議・承認を求めます。また、上記重要情報が東証適時開示規則に定める発生事実の場合、当該情報をグループCEOに速やかに報告します。
（開示の時期）
適時開示情報は、決定事実と決算情報については取締役会の審議・承認後速やかに、また発生事実についてはCEOへ報告後速やかに開示します。
（開示の担当）
適時開示情報の開示は、CFOの指示を受けインベスター・リレーションズが行います。
（教育、研修等）
CFOは、適時開示情報管理者へ適時開示規則及び同規則細則や関連諸法令の教育的措置を講じ、周知徹底を図ります。
（監査）
インターナルオーディットは、適時開示体制が適正に機能していることを適宜監査します。

【参考資料：内部統制システムとリスク管理体制の模式図】

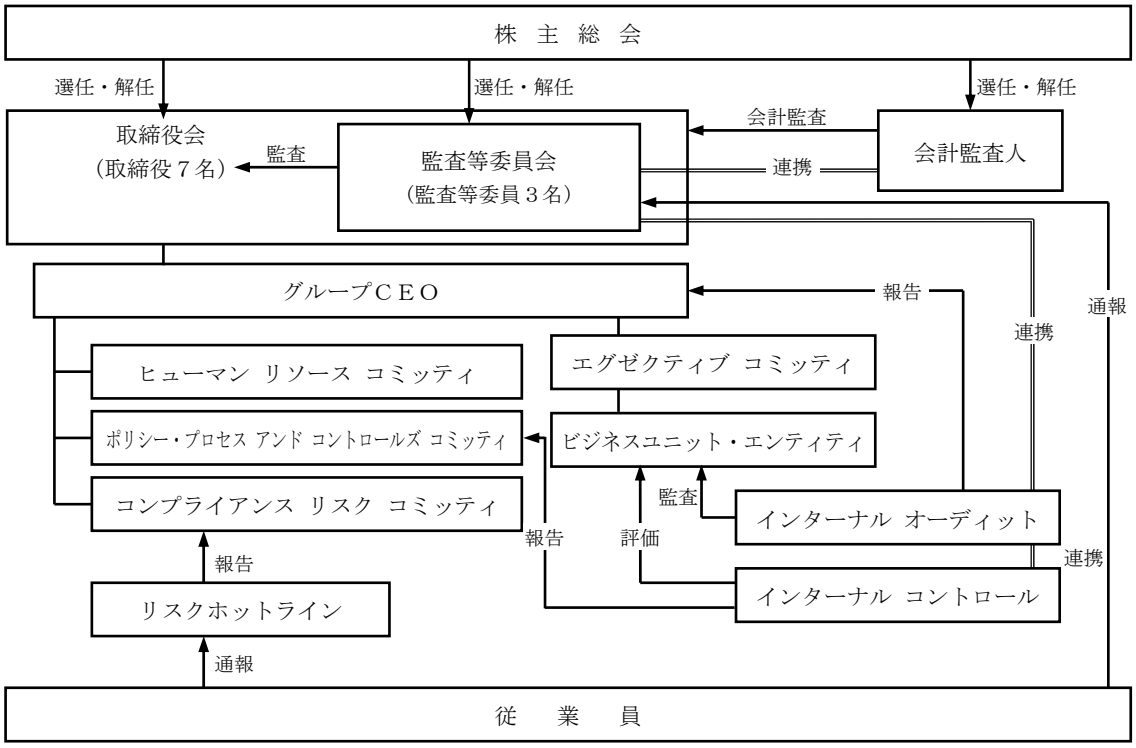

（注）提出日現在で記載しております。

【参考資料：適時開示体制及び業務フロー図】

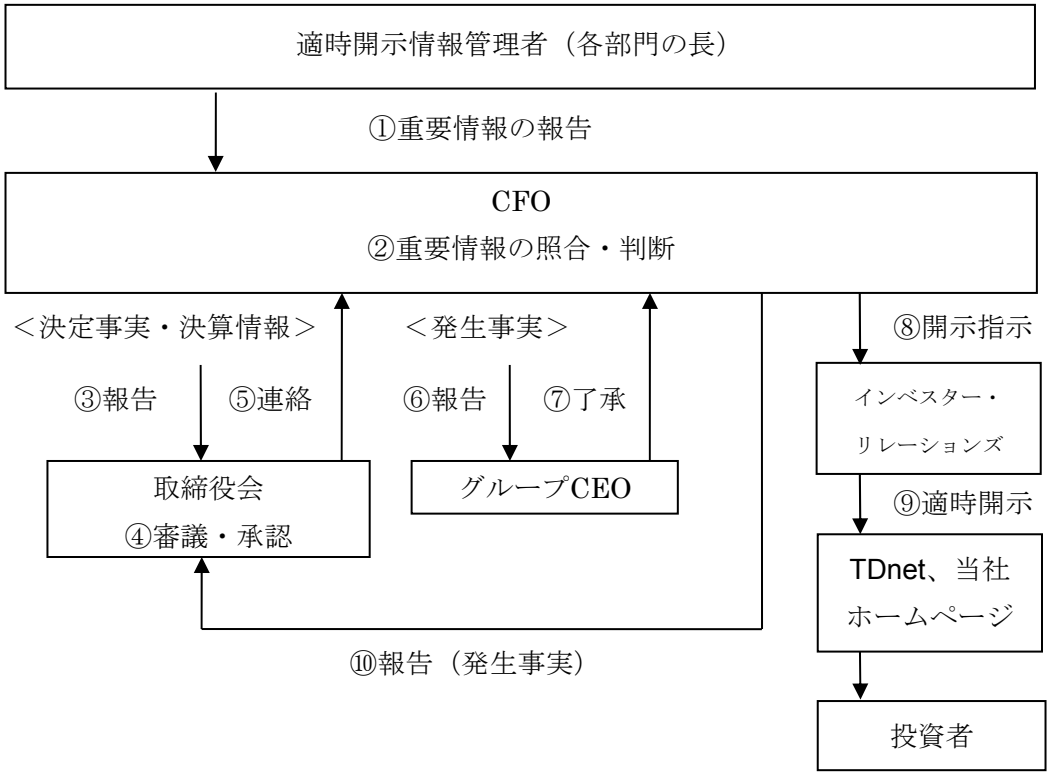

- CFO による適時開示情報管理者の教育、研修
- インターナルオーディットによる適時開示体制の監査

以　上